

# 入札公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の規定により、次のとおり一般競争入札を実施する。

令和4年11月1日

京都府教育委員会  
教育長 前川 明範

## 1 入札に付する事項

- (1) 業務の名称  
恭仁宮跡の特別史跡昇格に向けたフォーラムに係る映像制作業務
- (2) 業務の仕様  
入札説明書及び仕様書のとおり
- (3) 契約期間  
契約日から令和5年3月31日まで
- (4) 履行場所  
京都市左京区岩倉大鷲町422番地 国立京都国際会館  
木津川市相楽台1丁目1番1 イオンモール高の原 他

## 2 契約条項を示す場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地等  
〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町  
京都府教育庁指導部文化財保護課  
電話番号 (075) 414-5896  
ファクシミリ番号 (075) 414-5897
- (2) 入札説明書及び仕様書の入手方法等  
令和4年11月1日（火）から令和4年11月7日（月）までの間に、文化財保護課ホームページ内からダウンロードすること。

## 3 入札に参加できない者

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者

## 4 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加する者は、次に掲げる条件を全て満たさなければならない。

- (1) 次のアからカまでのいずれにも該当しない者で、その事実の有無について資格審査を受け、その資格を認定された者であること。
  - ア 府税、消費税又は地方消費税を滞納している者
  - イ 審査基準日（申請書の提出期限の属する年の4月1日をいう。）において、直前2営業年度以上の営業実績を有しない者
  - ウ 申請書又は添付書類に、故意に虚偽の事実を記載した者
  - エ 契約の状況又は信用度が極度に悪化していると認められる者であり、適正な契約の履行が確保されない者であること。
  - オ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下、「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）のほか、次のいずれかに該当する者（その事実がなくなった後2年間を経過しない者を含む。）
    - (ア) 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下、「暴力団員」という。）

- (イ) 法人の役員若しくはその支店又は営業所を代表する者で役員以外の者が暴力団である者又は暴力団員がその経営に実質的に関与している者
  - (ウ) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団の利用等をしている者
  - (エ) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
  - (オ) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
  - (カ) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
  - (キ) 暴力団及び(ア)から(カ)までに定める者の依頼を受けて入札に参加しようとする者
- カ 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者（その事実がなくなった後2年間を経過しない者を含む。）
- (2) 申請書の提出期間の最終日から入札日までの期間において、京都府の指名競争入札において指名停止とされていない者であること。
  - (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
  - (4) 京都府内に事業所を有し、直近5年以内に2回以上京都府が発注した動画の制作業務を行ったことがある者であること。

## 5 資格審査の申請手続

資格審査を受けようとする者は、京都府教育委員会教育長（以下、「教育長」という。）に申請書を提出し、参加資格の有無について認定を受けなければならない。

なお、提出した書類に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

### (1) 申請書の提出期間

令和4年11月1日（火）から令和4年11月7日（月）の午前9時から午後5時まで（日曜日・祝日及び土曜日は除く。正午から午後1時までを除く。）

### (2) 提出場所

2に同じ

### (3) 提出方法

持参又は郵送によることとし、電送による提出は認めない。なお郵送による場合は書留郵便で提出期間内に必着のこと。

### (4) 添付書類

申請書には次に掲げる資料を添付しなければならない。

ただし、物品又は役務の調達に係る競争入札参加資格の審査等に関する要綱（昭和58年京都府告示第375号）に定める競争入札参加者の資格を有する者は、「競争入札参加資格審査結果通知書」の写しを提出することにより、アからエ及びクの資料を省略することができる。

ア 商業登記事項証明書及び定款

イ 府税納税証明書又は府税滞納有無確認の同意書（別記第2号様式）

ウ 消費税及び地方消費税納税証明書

エ 営業経歴書及び営業実績調書（別記第3号様式）

オ 過去5年以内の同種の業務に係る実績一覧（別記第4号様式）

カ 取引使用印鑑届（別記第5号様式）

キ 財務諸表（貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書）

ク 京都府の競争入札についての確約書（別記第6号様式）

ケ 権限を営業所長等に委任する場合は、委任状（別記第7号様式）

### (5) 資料等の提出

申請書及び添付書類（以下、「申請書等」という。）を提出した者に対し、資格審査の公正を図るため、申請書等の記載事項を証明する資料等の提出を求めることがある。

(6) その他

申請書等の作成等に要する経費は提出者の負担とし、提出された書類は返却しない。

6 参加資格を有する者の名簿への登載

資格審査の結果、参加資格があると認定された者は、「恭仁宮跡の特別史跡昇格に向けたフォーラムに係る映像制作業務に係る一般競争入札参加者名簿」に登載される。

7 資格審査結果の通知

資格審査の結果は、一般競争入札参加資格審査結果通知書により、申請書を提出した者に文書で通知する。

8 参加資格の有効期間

参加資格の有効期間は、7による資格審査の結果を通知した日から令和5年3月31日までとする。

9 参加資格の取消し

(1) 参加資格を有する者が、当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者に至ったときは、その資格を取り消す。

(2) 参加資格を有する者が次のアからカまでのいずれかに該当すると認めるときは、その者についてその資格を取り消し、3年間競争入札に参加させないことがある。その者の代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

ア 契約の履行に当たり、故意に役務を粗雑に行い、又は業務内容に関して不正の行為をした者

イ 競争入札において、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき

ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき

エ 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき

カ アからオまでのいずれかに該当すると認められたことにより、その資格を取り消され、競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき

(3) (1)又は(2)により参加資格を取り消したときは、一般競争入札参加資格取消通知書により、その者に文書で通知する。

10 入札手続等

(1) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

令和4年11月9日(水)午前10時

イ 場所

京都府教育庁入札室

京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町 京都府庁旧本館2階

(2) 入札の方法

持参によることとし、郵送又は電送による入札は認めない。

(3) 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(4) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- ア 4に掲げる資格のない者のした入札
  - イ 申請書等に虚偽の記載をした者のした入札
  - ウ 入札説明書に示した入札に関する条件に違反した入札
- (5) 落札者の決定方法  
京都府会計規則（昭和52年京都府規則第6号。以下「規則」という。）第145条の  
予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (6) 契約の手續において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨に限る。
- (7) 契約書の作成の要否  
要する。

#### 11 入札保証金

免除する。ただし、落札者が契約を締結しない場合は、落札金額の100分の5相当額の  
違約金を落札者から徴収する。

#### 12 契約保証金

落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を、契約締結と同時に納入しな  
なければならない。この場合において、銀行その他契約担当者が確実と認める金融機関（以  
下「銀行等」という。）が振り出し、若しくは支払保証をした小切手又は銀行等の保証を  
もって契約保証金の納付に代えることができる。ただし、京都府会計規則第159条第2項  
に該当する場合は、免除する。

#### 13 その他

- (1) 1から12に定めるもののほか、その他の事項については関係法令及び規則の定める  
ところによる。
- (2) 詳細は、入札説明書による。